

奈良県広域水道企業団事務決裁規程をここに公布する。

令和6年11月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第4号

奈良県広域水道企業団事務決裁規程

(趣旨)

第1条 この規程は、企業長の権限に属する事務の決裁の区分及び手続に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 企業長又はその補助機関がその権限に属する事務について最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 企業長の補助機関が常時あらかじめ定められた範囲内の事務を企業長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 企業長の補助機関が企業長又は専決権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が不在の場合において、決裁権者に代わって決裁することをいう。
- (4) 事務局長及び事務局次長 奈良県広域水道企業団の職の設置に関する規則（令和6年11月規則第6号）に規定する事務局長及び事務局次長をいう。

(専決)

第3条 事務局長は、次の事項を専決することができる。

- (1) 事務局次長の旅行命令及び復命に関すること。
- (2) 事務局次長の職務に関する願及び届の処理に関すること。
- (3) 軽易又は定例的な事件に係る告示、公告及び公表に関すること。
- (4) 軽易な通達、通知、報告、照会、回答、申請、進達、副申及び届に関すること。
- (5) 軽易な事件に係る証明に関すること。
- (6) 軽易な事件に係る異議の申立の処理に関すること。
- (7) 研修会、講習会等の実施に関すること。

2 事務局次長は、次の事項を専決することができる。

- (1) 事務局職員の旅行命令及び復命に関すること。
- (2) 事務局職員の服務に関する願及び届の処理に関すること。
- (3) 事務局職員の事務分担に関すること。

- (4) 行政資料の収集、作成及び配布に関すること。
- (5) 軽易な事件に係る広報に関すること。
- (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の採用に関すること。

（専決の制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、特命があった事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については、企業長の決裁を受けなければならない。

（代決）

第5条 企業長が不在のときは、副企業長は、その事務を代決することができる。

2 前項の規定により副企業長が代決する場合においては、奈良県広域水道企業団企業長の職務代理に関する規則（令和6年11月規則第7号）第1条の規定を準用する。

3 企業長及び副企業長がともに不在のときは、特に重要なものを除き、事務局長は、その事務を代決することができる。

（代決の制限）

第6条 前条の代決については、緊急を要するもの又はその処理についてあらかじめ決裁権者の指示を受けたものに限り、これを行うことができる。

（後閲）

第7条 代決した事項については、その後遅滞なく企業長の後閲を受けなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。